

平成29年第2回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

平成29年4月26日（水）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

追加日程「第1号の追加1」

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

日程第5 選任第1号 常任委員の選任

日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任

日程第7 選挙第3号 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙

日程第8 選挙第4号 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙

日程第9 選挙第5号 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙

日程第10 議員の派遣について

日程第11 承認第1号 専決処分した事件の承認について

（平成28年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号））

（町長提出）

日程第 12 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
(平成 28 年度錦江町一般会計補正予算 (第 10 号))
(同 上)

日程第 13 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
(錦江町税条例の一部を改正する条例)
(同 上)

日程第 14 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について
(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(同 上)

追加日程「第 1 号の追加 2」

日程第 1 議席の一部変更について

追加日程「第 1 号の追加 3」

日程第 1 同意第 6 号 監査委員の選任について (議選)
(町 長 提 出)

追加日程「第 1 号の追加 4」

日程第 1 常任委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

平成29年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 平成29年4月26日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	馬込 守	
	12番	中野 徳義	
	13番	右田 正	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	楠元 忠洋		
副 町 長	宮下 和久		
教 育 長	長浜 真一		
総務課長	新田 敏郎	観光交流課長	中島 裕二
政策企画課長	池之上 和隆	産業建設課長	久保 清隆
保健福祉課長	城下 香代子	農業委員会事務局長	窪 和人
住民税務課長	安田 憲次	教育課長	木場 一昭
会計課長	上園 ひとみ	財政管財係長	馬庭 司
建設課長	寺田 貢治		
産業振興課長	舞原 利博		
住民生活課長	大寺 和久		
職務のため出席した者			
議会事務局長	富尾 俊一		

平成29年 第2回 錦江町議会臨時会会議録

平成29年4月26日(水) 午前10時00分
錦江町議会議場

(開 会・開 議)

富尾事務局長

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員のなかで年長の議員が臨時に議長の職務を行なう事になってます。

川越裕子議員、よろしくお願いいたします。

(川越議員、議長席に着席)

川越臨時議長

おはようございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行ないます。どうぞよろしくお願いいたします。ただ今から平成29年第2回錦江町議会臨時会を開会します。本日の会議を開催いたします。

日程第1 仮議席の指定

川越臨時議長

日程第1、仮議席の指定を行ないます。仮議席は、ただ今着席の議席といたします。

日程第2 選挙第1号

川越臨時議長

日程第2、選挙第1号議長の選挙を行ないます。選挙は投票で行ないます。議場の出入口を閉めてください。

(議場の出入口を閉める。)

川越臨時議長

よろしいですか。はい。ただ今の出席議員数は12人です。

次に立会人を指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番厚ヶ瀬君、及び2番浪瀬君を指名いたします。ただ今から投票用紙を配ります。念のために申し上げますが、投票は単記無記名といたします。

(投票用紙の配布)

(投票用紙配布完了)

川越臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川越臨時議長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。1番議員と2番議員の方は、前の方をお願いします。

(1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、投票箱の点検)

川越臨時議長 異常なしと認めます。ただ今から投票を行ないます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

富尾事務局長 それではよろしくをお願いいたします。それでは、1番厚ヶ瀬博文議員。

1番厚ヶ瀬議員 はい。

(1番厚ヶ瀬議員、投票、2番浪瀬議員、立会)

富尾事務局長 2番浪瀬亮祐議員。

(2番浪瀬議員、投票、1番厚ヶ瀬議員、立会)

富尾事務局長 3番染川金治議員。

3番染川議員 はい。

3番染川議員 (3番染川議員、投票)

(3番染川議員以降、1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、二名による立会)

富尾事務局長 5番池迫重利議員。

5番池迫議員 はい。

	(5 番池迫議員、投票)
富尾事務局長	6 番池田行徳議員。
6 番池田議員	はい。
	(6 番池田議員、投票)
富尾事務局長	8 番笹原政夫議員。
8 番笹原議員	はい。
	(8 番笹原議員、投票)
富尾事務局長	9 番小吉昭弘議員。
9 番小吉議員	はい。
	(9 番小吉議員、投票)
富尾事務局長	10 番水口孝俊議員。
10 番水口議員	はい。
	(10 番水口議員、投票)
富尾事務局長	11 番馬込守議員。
11 番馬込議員	はい。
	(11 番馬込議員、投票)
富尾事務局長	12 番中野徳義議員。
12 番中野議員	はい。
	(12 番中野議員、投票)

富尾事務局長	13番右田正議員。
13番右田議員	はい。 (13番右田議員、投票)
富尾事務局長	最後に、7番川越裕子議員でございます。 (川越臨時議長、投票) (1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、自席へ着席)
川越臨時議長	投票漏れはありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
川越臨時議長	投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。次に開票を行ないます。1番厚ヶ瀬君及び2番浪瀬君、開票の立会をお願いをいたします。 (1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、開票立会) (1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、開票立会后、自席へ着席)
川越臨時議長	選挙の結果を報告します。投票総数12票、有効投数12票、無効投数0です。有効投票の内、水口君12票、以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は、3票です。したがって水口君が議長に当選をされました。議場の出入口を開きます。いいですか。 (議場の出入口を開く。)
川越臨時議長	ただ今議長に当選された水口君が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選人の発言を求めます。水口君。はい。
10番水口議員	ありがとうございます、はい。 (10番水口議員、壇上へ登壇)

ただ今、この、正式に、みなさんの温かいご支援のもと議長という職務に立ちました。誠にありがとうございます。今まで4年間努めてまいりましたが、平成29年度もまた4年間の月日も議長として預かることになりました。本当に感謝申し上げます。

今回は、錦江町議会選挙、無投票という結果になったわけでございますけれども、これは非常に私どもにとっては、責任が重大であるというふうに思っております。選挙の当選の場合には各支援者の1票、1票が本当に重く感じられ、我々にとってもその任務というのは、自信にも繋がるわけでございますけれども、今回は我々に継続してくれという天からの希望であります。これを真摯に受け止め、頑張っていかなければならない、というふうに思います。

本町におきましては、皆様ご存じのとおり、急速に少子高齢化が進んでおります。そういった中で、指をくわえて、じーっとしているわけにはいきません。今執行部の方で錦江町まち・ひと・『MIRAI』協議会が成立されたわけでございます。それによる、われわれ議会も移住者を応援する会を結成し、協力をしていかなければならないというふうに考えておる次第でございます。

あとで、すぐこの問題は結果が出るとは思っておりません。10年後、20年後、錦江町に若い人たちが寄って存続を続け、発展することに繋がればいいのではないかとこのように思っている次第でございます。

そのためにも、IT産業のITの呼び込み、いろいろ協議会の方で計画されておりますけれども、なにせわが町は農業が基幹産業でございます。この農業に備えて、そして関連をし、ITを農業振興と共に考えていかなければいけない。我々は一番今後考えなければならぬことが、この農業、基幹産業の農業所得を上げていく。そのためには、担い手、いろいろ台風災害に強い農作物の分野。

いろいろ我々が切磋琢磨、地方、地方じゃなくてこの問題に配慮をしていかなければならないというふうに思っております。最後に今後、我々の町議会も日夜、視察研修を重ね、町民の付託に応え、そして執行部に提言をして参りたいというふうに考えておりますので宜しくお願い致します。これは議長1人でできる仕事ではございません。12人の仲間が一層の努力を図り、頑張っていこうではございませんか。一つ、宜しくお願いを申し上げます。挨拶に替えさせていただきます。

(10番水口議員、壇上から降壇)

では、水口議長、議長席にお着きをお願い致します。これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(川越臨時議長、議長席から自席へ着席)
(10番水口議員、自席から議長席へ)

水口議長

ここでしばらく休憩といたします。
議員の皆さんは、議員控室にご参集ください。

休 憩 10時17分
再 開 10時25分

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。本日これからの議事日程は、お手元に配布いたしましたのでご了承願います。

追加日程第1 日程第1議席の指定

水口議長

日程第1、議席の指定を行ないます。議席は会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りましたとおり議席票と、議席表のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

水口議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行ないます。会議録指名議員を、議員は、会議規則第127条の規定により、1番厚ヶ瀬君、2番浪瀬君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

水口議長

日程第3、会議決定の、会期決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会は、会期は、本日の1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって会期は、本日の1日間に決定いたしました。

日程第4 選挙第2号

水口議長 日程第4、選挙第2号・副議長の選挙を行ないます。選挙は、投票で行ないます。議場の出入り口を閉めます。よろしいですか。

(議場の出入口を閉める。)

水口議長 ただ今の出席議員数は12名です。次に立会人を指名いたします。会議規則32条第2項の規定によって、立会人に1番厚ヶ瀬君、2番浪瀬君を指名いたします。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で行ないます。

(投票用紙の配布)

水口議長 投票用紙の配布漏れはございませんですか。

富尾事務局長 皆さん確認をおねがいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。
1番議員、2番議員。

(1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、投票箱の点検)

水口議長 異常なしと認めます。ただ今から投票を行ないます。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をしてください。

富尾事務局長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

富尾事務局長 それでは1番厚ヶ瀬博文議員。

1番厚ヶ瀬議員 はい。

(1番厚ヶ瀬議員投票、2番浪瀬議員立会)

富尾事務局長 2番浪瀬亮祐議員。

2 番浪瀬議員	はい。 (2 番浪瀬議員投票、1 番厚ヶ瀬議員立会)
富尾事務局長	3 番染川金治議員。
3 番染川議員	はい。 (3 番染川議員、投票) (3 番染川議員以降、1 番厚ヶ瀬議員、2 番浪瀬議員、二名による立会)
富尾事務局長	5 番池迫重利議員。
5 番池迫議員	はい。 (5 番池迫議員、投票)
富尾事務局長	6 番池田行徳議員。
6 番池田議員	はい。 (6 番池田議員、投票)
富尾事務局長	7 番川越裕子議員。
7 番川越議員	はい。 (7 番川越議員、投票)
富尾事務局長	8 番笹原政夫議員。
8 番笹原議員	はい。 (8 番笹原議員、投票)
富尾事務局長	9 番小吉昭弘議員
9 番小吉議員	はい。

	(9番小吉議員、投票)
富尾事務局長	10番馬込守議員。
10番馬込議員	はい。
	(10番馬込議員、投票)
富尾事務局長	11番中野徳義議員。
11番中野議員	はい。
	(11番中野議員、投票)
富尾事務局長	12番右田正議員。
12番右田議員	はい。
	(12番右田議員、投票)
富尾事務局長	最後に水口孝俊議員に入れてもらいます。
	(13番水口議長、投票)
	(1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、自席へ着席)
水口議長	投票漏れはありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	なしと認めます。投票を終わります。開票を行いません。 1番厚ヶ瀬君、2番浪瀬君、開票の立会をお願いいたします。
	(1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、開票立会)
	(1番厚ヶ瀬議員、2番浪瀬議員、開票立会后、自席へ着席)
水口議長	開票の結果を報告いたします。投票総数12票、有効投票数12票、無効投票0票でございます。有効投票の内、馬込君7票、笹原君5票、以上のと

おりでございます。この選挙の法定得票数は、3票でございます。したがって馬込君が副議長に当選されました。議場での出入口を開きます。

(議場の出入口を開く。)

水口議長 　　ただ今副議長に当選されました馬込君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。当選人の発言を求めます。馬込君。

10番馬込議員 　　はい。

(10番馬込議員、壇上へ登壇)

10番馬込議員 　　この場をもって皆さま、ありがとうございました。おかげさまで、皆さんに投票いただきましたけれども、これをなんとか融和を持ちながら、議会の中を取りまとめていけたらいいなというふうに、取りまとめていきたい、いうふうに考えております。さきほどお話しましたとおり、わが町はここ4年間、5年間を含めて、まち・ひと・MIRAIプロジェクトが大変な勢いで錦江町の将来がどうするか一生懸命考えている時だと思えます。

　　議会はすでに協力するところは協力しながら、意見を言う所は意見を言いながらやっていきたいというふうに考えております。

　　当然、議長を補佐しながら、自分も補佐されながら頑張っていきたいと思えます。どうかよろしくお願い致します。

(10番馬込議員、壇上から降壇)

水口議長 　　ここでしばらく休憩をいたします。議員の皆さんは、議員控室へお入りください。

休　　憩　　10時37分

再　　開　　10時44分

水口議長 　　休憩を閉じて会議を開きます。お諮りします。「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第2としまして、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

はい、異議なしと認めます。

追加日程第2

水口議長

追加日程第2、「議席の一部変更」を議題といたします。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更をいたしました。変更した議席は、お手元に配りました変更議席表のとおりです。

またここでしばらく休憩をいたします。

休 憩 10時45分

再 開 10時46分

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。

日程第5 選任第1号

水口議長

日程第5、選任第1号・常任委員の選任を行ないます。

お諮りします。常任委員の選任については、各委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

したがって常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

総務厚生常任委員は、副議長室に、文教産業常任委員は、委員会室に、ご参集を願います。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長、副委員長の互選を行ないますので、委員会条例第10条第2項の規定により、総務厚生常任委員会の年長委員の川越委員、文教産業常任委員会の年長委員の馬込委員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めていただきたいと思います。ここでしばらく休憩をいたします。

休 憩 10時47分

再 開 11時47分

水口議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただ今各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、ご報告を申し上

げます。総務厚生常任委員長に中野君、副委員長に右田君。文教産業常任委員長に池迫君、副委員長に池田君に決まりましたので、ご了承願います。

日程第6 選任第2号

水口議長

日程第6、選任第2号・議会運営委員の選任を行ないます。お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思ひます。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

はい、異議なしと認めます。したがって議会運営委員は、お手元に配りましたとおり、名簿のとおり選任することに決定いたしました。議会運営委員は、委員会室に参集願ひます。委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長、副委員長の互選を行ないますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員の右田委員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めてもらいたいと思ひます。ここでしばらく休憩をいたします。

休 憩 11時55分

再 開 12時14分

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。ただ今、議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、ご報告申し上げます。委員長に池田君、副委員長に右田君。決まりましたので、ご了承願ひます。

日程第7 選挙第3号

水口議長

日程第7、選挙第3号・南大隅衛生管理組合議会議員の選挙を行ないます。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思ひます。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。南大隅衛生管理組合議会議員に、規約第5条第2項議員を川越君、池迫君、厚ヶ瀬君を指名いたします。規約第5条第3項議員に池田君を指名いたします。お諮りします。ただ今、議長が指名しました、川越君、厚ヶ瀬君、池迫君、池田君を南大隅衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました川越君、厚ヶ瀬君、池迫君、池田君が南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただ今、南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました川越君と厚ヶ瀬君と池迫君、池田君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

日程 第8選挙第4号

水口議長

日程第8、選挙第4号・大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行ないます。お諮りします。選挙の方法について、地方自治第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名選挙で行なうことに決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。大隅肝属広域事務組合議会議員に小吉君、中野君を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、議長が指名しました小吉君、中野君を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることに、異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました小吉君、中野

君が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。ただ今、大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました小吉君と中野君が、議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第9 選挙第5号

水口議長

日程第9、選挙第5号・大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行ないます。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選といたしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行なうことを決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。大隅肝属地区消防組合議会議員に染川君、笹原君を指名いたします。お諮りします。ただ今、議長が指名しました染川君、笹原君を大隅肝属地区消防組合議会議員の、当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました染川君、笹原君が大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。ただ今、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました染川君、笹原君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第10 議員の派遣

水口議長

日程第10、議員の派遣についてを議題にいたします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。ここでしばらく休憩をいたします。議員の皆様は、議会控室にご参集願います。

休 憩 12時21分
再 開 12時32分

(執行部入場)

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。

日程第11承認第1号

水口議長

日程第11、承認第1号・「専決処分した事件の承認について（平成28年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。楠元町長。

楠元町長

はい。

(楠元町長、壇上へ登壇)

楠元町長

承認第1号、平成28年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。平成28年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）におきましては、補正額は歳入歳出総額で38万9千円の増額で、累計は1億2,800万1千円になりました。今回の補正は、平成28年度錦江町後期高齢者医療保険料の賦課確定による増額が主なものであり、歳出についても後期高齢者医療保険料の増額による後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものです。議決くださいますようお願いいたします。

(楠元町長、壇上から降壇)

水口議長

これから、質疑を行います。第1表・「歳入歳出予算補正」の歳入1款・「後期高齢者医療保険料」と、歳出2款・「後期高齢者医療広域連携、広域連合納付金」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 討論なしと認めます。これから承認第1号・専決処分した事件の承認について(平成28年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号))を採決いたします。お諮りいたします。承認第1号は、承認することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 異議なしと認めます。したがって承認第1号・専決処分した事件の承認について(平成28年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号))は、承認することに決定いたしました。

日程第12 承認第1号

水口議長 日程第12、承認第2号・「専決処分した事件の承認について(平成28年度錦江町一般会計補正予算(第10号))」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。楠元町長。

楠元町長 はい。

(楠元町長、壇上へ登壇)

楠元町長 承認第1号・専決処分した事件の承認について、ご説明を申し上げます。平成28年度錦江町一般会計補正予算(第10号)については、補正総額590万2千円の減額で、累計は69億3,177万5千円となりました。歳出につきましては、国県補助事業等の事業費の増減及び、町債充当事業の財源区分の変更を行ったものであります。

歳入につきましては、特別交付税9,879万1千円の増のほか、各種交付金、国県支出金の増減及び町債の借入に伴う事業ごとの増減を行ったものであります。ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

(楠元町長、壇上から降壇)

水口議長 これから質疑を行ないます。第1表・「歳入歳出予算補正」の歳入2款・

「地方譲与税」から20款・「公債費」までと、歳出2款・「総務費」から11款・「災害復旧費」まで、及び第2表・「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 はい、質疑なしと認めます。これから討論を行いません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 討論なしと認めます。これから、承認第2号・「専決処分した事件の承認について(平成28年度錦江町一般会計補正予算(第10号))」を採決いたします。お諮りします。承認第2号は、承認することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号・「専決処分した事件の承認について(平成28年度錦江町一般会計補正予算(第10号))」は、承認することに決定しました。

日程第13 承認第3号

水口議長 日程第13、承認第3号・「専決処分した事件の承認について(錦江町税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。楠元町長。

楠元町長 はい。

(楠元町長、壇上へ登壇)

楠元町長 承認第3号・専決処分した事件の承認について、ご説明を申し上げます。錦江町税条例の一部を改正する条例について、平成29年税制改正の大綱(平成28年12月22日閣議決定)により地方税法等が改正され、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し及び固定資産税の課税特例措置の創設等が主なもので、その他地方税法附則の改正による条文の削除や文言等の改正を行うため、今回当該条例改正を行うものであります。

ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

(楠元町長、壇上から降壇)

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

討論なしと認めます。これから、承認第3号・「専決処分した事件の承認について(錦江町税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。お諮りします。承認第3号は、承認することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第3号・「専決処分した事件の承認について(錦江町税条例の一部を改正する条例)」は、承認することに決定いたしました。

日程第14 承認第4号

水口議長

日程第14、承認第4号・「専決処分した事件の承認について(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。楠元町長。

楠元町長

はい。

(楠元町長、壇上へ登壇)

楠元町長

承認第4号・専決処分した事件の承認について、説明を申し上げます。
錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成29年税制改正の大綱(平成28年12月22日閣議決定)により国民健康保険法施行令(平成29年3月31日公布)が改正され、国民健康保険税の減額対象となる所得基準について、5割及び2割軽減世帯の軽減判定所得の見直

しがされたことから、本条例改正を提案するものであります。

ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(楠元町長、壇上から降壇)

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

討論なしと認めます。これから、承認第4号・「専決処分した事件の承認について(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を採決いたします。

お諮りします。承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号・「専決処分した事件の承認について(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」は、承認することに決定いたしました。

ここで、追加日程文書配布のためしばらく休憩をいたします。

休 憩 12時42分

再 開 12時44分

水口議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。お諮りします。

ただ今、町長から同意第6号・監査委員の選任について、提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として、議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって同意第6号・監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 同意第6号

水口議長 追加日程第3、同意第6号・監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、浪瀬君の退場を求めます。
浪瀬君、退場。

(2番浪瀬議員、議場から退場)

水口議長 本案について、提案理由の説明を求めます。楠元町長。

楠元町長 はい。

(楠元町長、壇上へ登壇)

楠元町長 提案理由の説明を申し上げます。
川越裕子委員の任期が平成29年4月23日をもって満了したため、本同意議案を提案するものであります。議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

(楠元町長、壇上から降壇)

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論行ないます。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 討論なしと認めます。これから、同意第6号・「監査委員の選任について」を採決いたします。

お諮りします。同意第6号は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号・「監査委員の選任について」は、同意することに決定いたしました。

ここで、浪瀬君の入場及び追加日程文書配布のため、しばらく休憩をします。浪瀬君、呼んでください。入場をしてください。

(2番浪瀬議員、議場へ入場)

(追加日程文書の配布)

休 憩 12時46分

再 開 12時47分

水口議長

休憩を閉じて会議を再開します。お諮りします。

ただ今、各常任委員長から、「常任委員会の閉会中の特定事件の調査について」及び議会運営委員長より、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」が提出されました。これを日程に追加して、追加日程第4として、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって、「常任委員会の閉会中の特定事件の調査について」及び「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 日程第1

水口議長

追加日程第4、日程第1・「常任委員会の閉会中の特定事件の調査について」を議題とします。各常任委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「特定事件の調査事項について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程第4 日程第2

水口議長

追加日程第4、日程第2・「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水口議長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。
平成29年第2回錦江町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 12時50分